

令和6年第3回
島尻消防組合議会10月定例会

会議録

令和6年10月29日(火)

令和6年第3回 島尻消防組合議会				1日目
10月定例会				
招集月日	令和6年10月29日(火)			
招集場所	島尻消防組合消防本部 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	運天 貴也
時及び宣告	閉会	午後12時01分	議長	運天 貴也
出席(応招)第3回 10月定例会	議員番号	氏名		
	1番	仲間 光枝		
	2番	宮城 勝也		
	3番	森山 悟		
	4番	新垣 勝夫		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員		1番 仲間 光枝	2番 宮城 勝也	
職務の為議場に出席した者		書記 新垣 輝		
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	古謝 景春	第一警備課長	新垣 強
	副管理者	新垣 安弘	第二警備課長	金城 正和
	消防長	城間 功	第三警備課長	平安名 勲
	次長兼総務課長	島袋 清正		
	署長兼警防課長	仲村 常司		
	会計管理者 兼会計課長	比嘉 典夫		
	予防課長	大城 学		

令和6年 第3回島尻消防組合議会 10月定例会 会期日程表

会期	月日	会議区分	会議時刻	日 程
1	十月二十九日 (火)	本会議	10時	第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 諸般の報告について 第4. 管理者報告について 第5. 令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算書の認定について 第6. 令和6年度島尻消防組合一般会計補正予算(第2号)について 第7. 監査委員(識見者)の選任同意について 第8. 島尻消防組合職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について 第9. 一般質問

会 期 令和6年10月29日(火) 1日間

令和6年 第3回島尻消防組合議会 10月定例会 議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		諸般の報告について	
第4		管理者報告について	
第5	認定第1号	令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算書の認定について	
第6	議案第10号	令和6年度島尻消防組合一般会計補正予算(第2号)について	
第7	同意第1号	監査委員(識見者)の選任同意について	
第8	議案第11号	島尻消防組合職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	
第9		一般質問	

令和6年第3回島尻消防組合定例会

午前10時00分

議長（運天貴也）

これより令和6年第3回島尻消防組合議会10月定例会を開会したいと思います。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。島尻消防組合議会会議規則第71条により、本日の会議録署名議員は、1番仲間光枝議員、2番宮城勝也議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は10月29日の1日間と決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。管理者より令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算書の認定について、その他3件の議案が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第四、「管理者報告」を行います。

管理者（古謝景春）

皆様、おはようございます。令和6年第3回島尻消防組合10月定例会を開催しましたところ、議員各位におかれましては公務ご多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございます。

組合関係者におかれましては、引き続き積極的な活動と組合運営のためご活躍をお願いしたいと思います。それでは当組合の報告、及び議案内容を説明いたします。

近年、大地震や気候変動等による自然災害が激甚化・広域化する中、全国各地で災害が頻発しております。沖縄県においても去る4月3日に台湾付近を震源とする大きな地震が発生し、宮古・八重山地方と沖縄地方に一時、津波警報を発表いたしました。大きな被害はありませんでしたが、緊急的な避難勧告により各地域では、沿岸部による道路の渋滞、避難者による的確な行動など課題を残す場面もありました。この課題を再確認し、今後、発生が危惧させる南海トラフ地震、首都直下等の大規模災害発生時に迅速かつ的確に対応が図れるよう、消防団、自主防災組織等の関係機関と連携をとりながら、地域の総合的な防災力の強化に邁進してまいります。

組合議員の皆様方におかれましても引き続き防災・減災に関するより一層のご協力をお願いする次第であります。

また、救急業務につきましては、全国で救急出動件数が増加する中、今後も高齢化の進展等により、救急需要の増大が懸念されております。

これを踏まえ、消防と医療の連携による救急医療体制の強化、救急業務の高度化に向けたDXの推進、住民等の応急手当や救急安心センター事業（＃7119）普及促進など、救急業務の更なる充実推進をいたします。

さて、最近の行事として、去る8月27日に組合消防署において久高島多目的搬送車受納式を執り行っております。久高島には消防職員の配置はなく、消防団員が消防業務を遂行しておりましたが、今までは小型ポンプを積載した軽自動車配備のみとなり、診療所への救急搬送時に活用できる車両

がございませんでした。今回、社会奉仕連合団体、沖縄首里ロータリークラブ様の車両寄贈があり、消防体制の充実に繋がっております。沖縄首里ロータリークラブ様に感謝するとともに、この寄贈車両を活用し、災害に対応できる強い島の構築に努めてまいります。

また、事業としては、沖縄県消防指令センター全体更新整備事業があります。平成28年に共同運用された沖縄県消防指令センターは、通信機器の更新と沖縄市、浦添市の新規加入により、県内38市町村の共同整備によって令和8年度から嘉手納町からうるま市へ移設し共同運用されております。那覇市、本部、今帰仁村を除く人口約113万3,000人の救急及び火災受信業務を一括に行い、従来に比べて消防本部間の情報が充実され、各種災害や相互応援体制が強化される運びとなります。

続きまして定例会に提出した議案内容ですが、まず認定第1号、「令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算書の認定について」であります。歳入総額14億6,989万591円、歳出総額14億6,238万6,452円、差引残高750万4,139円となり、これに「主要な施策の成果に関する報告書」及び「監査委員の意見書」も添付してございますのでご確認ください。

次に議案第10号、「令和6年度島尻消防組合一般会計補正予算（第2号）」では、歳入歳出それぞれ761万1,000円を追加いたしまして総額12億9,918万4,000円を計上しております。

次に同意第1号、「監査委員（識見者）選定同意について」であります。監査委員については、4年間の任期を終え、新たに監査委員を選定することになります。議案11号は、「島尻消防組合職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」であります。以上、今回の定例会についての議案等は、その内容をおおまかに申し上げましたが、詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

議長（運天貴也）

日程第五、認定第1号「令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算書の認定について」を議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

会計課長（比嘉典夫）

皆さん、おはようございます。会計課の比嘉です。長丁場になりますが、よろしく申し上げます。決算書の用意をお願いします。

それでは、令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。表紙をお捲り下さい。

認定第1号「令和5年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について」、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度島尻消防組合歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年10月29日、島尻消防組合管理者、古謝景春。

はじめに、歳入歳出及び差引残高についてであります。1ページをお開き下さい。令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入総額14億6,989万591円、歳出総額14億6,238万6,452円、差引残高750万4,139円となっております。

続きまして、実質収支に関する調書についてであります。決算書17ページをお願いします。実質

収支に関する調書、歳入総額14億6,989万591円、歳出総額14億6,238万6,452円、歳入歳出差引額750万4,139円、翌年度へ繰り越すべき財源での繰越明許費は44万円、実質収支額は706万4,139円でございます。

歳入歳出の内訳については4ページをお開き下さい。事項別明細書で歳入決算から説明します。

1款1項分担金及び負担金、予算現額10億3,918万4,000円、収入済額10億3,918万4,000円、内訳としまして1目市町負担金、収入済額10億3,918万4,000円、構成市町負担金として、南城市6億760万8,000円、八重瀬町4億3,157万6,000円であります。

なお、負担金割合は人口割で南城市58.6%、八重瀬町41.4%となっております。

2目市町特別負担金、予算現額1,121万5,000円、収入済額1,121万5,350円、その内訳として、消火栓維持管理費負担金331万2,000円、消火栓新設移設負担金790万3,350円。

次、2款1項1目総務使用料、予算現額114万円、収入済額112万8,000円、これは職員の駐車料金であります。2款2項1目消防手数料、予算現額10万円、収入済額34万2,900円、これは予防課の危険物検査手数料でございます。

同じく2款2項2目総務手数料、これは当初予算には計上しておりませんでした、収入として260円ございました。これは情報公開開示による発行手数料でございます。

5ページをお願いします。3款国庫補助金、4款県支出金、県補助金はありませんでした。

5款1項1目利子及び配当金、予算現額1,000円、収入済額192円、これは基金積立による利子でございます。

6ページをお願いします。6款1項1目基金繰入金、予算現額2,279万2,000円、収入済額2,279万1,000円、これは財政調整基金の繰入金でございます。

7款1項1目繰越金、予算現額3億6,225万2,000円、収入済額3億6,225万2,266円、これは令和4年度の繰越金1,063万7,266円、八重瀬庁舎関連事業3億1,015万5,000円、八重瀬庁舎備品281万2,000円、八重瀬庁舎指令室システム移設2,665万8,000円、車両関連事業で1,199万円によるものです。

8款1項1目諸収入、予算現額957万6,000円、収入済額937万6,623円、これは予算現額に対しまして収入済額19万9,377円の減となっております。これは2節雑入、消防学校講師派遣、自動販売機電気料等になります。

消防指令センター派遣職員の超勤分や指令センター余剰金等、実質的な収入となっております。

また、消防応援派遣料ですが、糸満市、東部消防等の近隣救急及び火災での応援にて5万円となっております。これは消防応援協定がございまして、それに伴う金額でございます。

9款1項1目消防債、予算現額2,360万1,000円、収入済額2,360万円、これは八重瀬庁舎建設に伴う非常電源装置のものとなります。

下の方の合計ですが、予算現額合計で予算現額14億6,986万5,000円、調定額14億6,989万591円、収入済額14億6,989万591円、予算現額に対しまして収入済額2万5,591円の増でございます。

次に歳出についてご説明いたします。8ページをお願いします。

1款1項1目議会費、予算現額116万2,000円、支出済額113万1,344円、不用額3万656円、執行

率は97.3%でございます。

2款1項1目一般管理費、予算現額44万4,000円、支出済額44万4,000円、執行率は100%でございます。

2款1項2目財政管理費、予算現額1,515万2,000円、支出済額1,515万2,000円です。これは財政積立基金になります。

続きまして、8～9ページに跨ります。2款2項1目監査委員費、予算現額47万2,000円、支出済額46万7,360円、不用額4,640円、執行率は99%となっております。

3款1項1目消防費、予算現額9億4,601万2,000円、支出済額9億4,092万6,361円、繰越明許費44万円、不用額542万7,557円、執行率は99%でございます。

その中で2節給料、予算現額3億5,278万6,000円、支出済額3億5,240万6,657円、不用額は37万9,343円、3節職員手当等、予算現額3億4,654万5,000円、支出済額3億4,564万4,131円、不用額は90万869円で、主な不用額要因として次に跨りますが、休日勤務、通勤手当、住居手当等の減によるものであります。

10ページをお願いします。4節共済費、予算現額1億2,931万3,000円、支出済額1億2,625万8,782円、不用額305万4,218円となっております。率の変更のため40.9から36%に変わったためです。

7節報償費、予算現額7万9,000円、支出済額7万8,500円、不用額500円。

8節旅費、予算現額195万5,000円、支出済額188万3,180円、不用額7万1,820円、執行率は96%でございます。

11～12ページをお願いします。10節需用費、予算現額4,578万6,175円、支出済額4,567万4,462円、不用額は11万1,713円で、執行率は99%でございます。主な不用額として消耗品等がございます。

11節役務費、予算現額1,211万6,347円、支出済額1,184万3,268円、不用額は27万3,079円となります。執行率は97.7%です。

12節委託料、予算現額658万6,000円、支出済額641万8,472円、不用額16万7,528円となっております。執行率は97.4%、これは顧問弁護士料、産業医委託料等です。詳細は11～12ページにあります。

12ページをお願いします。13節使用料及び賃借料、予算現額706万8,000円、支出済額700万5,705円、不用額6万2,295円、執行率は99%でございます。

12～13ページになります。17節備品購入費、予算現額1,950万4,278円、支出済額1,950万1,987円、不用額は2,291円、本年度の各部署においての必要備品の購入になります。

18節負担金、補助金及び交付金、予算現額2,153万2,000円、支出済額2,147万5,777円、不用額5万6,223円、額が大きいのは、消防通信指令センターの運営負担金で1,789万7,659円と占めており、執行率は99.7%でございます。

14ページになります。26節公課費、予算現額75万1,200円、支出済額74万9,800円、不用額1,400円、これは公用車車検に伴う重量税となっております。

3款1項2目非常備消防費、これは消防団に関する決算でございます。予算現額760万7,000円、

支出済額728万2,393円、不用額32万4,607円、執行率は95.7%であります。

1 節報酬、予算現額449万9,000円、支出済額441万5,000円、不用額 8 万4,000円、消防団員70名分の報酬と出勤報酬となります。

8 節旅費、予算現額13万6,000円、支出済額 1 万8,040円、不用額11万7,960円です。

10節需用費、予算現額36万2,000円、支出済額34万5,493円、不用額 1 万6,507円、執行率は99.9%です。その中で貸与24万6,840円は、新規消防団員の活動服や靴、帽子等の金額となります。

18節負担金、補助金及び交付金、予算現額260万9,000円、支出済額250万3,860円、不用額10万5,140円、内訳は消防団員の消防補償組合負担金となっております。

3 款 1 項 3 目消防施設費、予算現額 3 億9,259万6,000円、支出済額 3 億9,213万8,689円、翌年度に繰越明許費は44万円、不用額 1 万7,311円となっております。

10節需用費、予算現額412万8,000円、支出済額412万7,485円、不用額515円、これは庁舎修繕に伴うものになります。

12節委託費、予算現額2,755万8,000円、支出済額2,710万4,000円、八重瀬庁舎建設工事管理委託料2,090万円、八重瀬庁舎指令システム機器移設料575万7,400円、また翌年度に繰越明許費が44万円、これは旧具志頭庁舎の土地鑑定委託料になります。不用額は 1 万4,000円です。

15ページをお願いします。14節工事請負費、予算現額 3 億4,744万1,000円、支出済額 3 億4,743万9,900円、不用額は1,100円、八重瀬庁舎関連工事費でございます。

15節原料費等、予算現額11万1,000円、支出済額11万254円、不用額は746円。

17節備品購入費、予算現額214万2,000円、支出済額214万1700円、不用額300円、これは八重瀬出張所多目的緊急車両でございます。

18節負担金、補助金及び交付金、予算現額1,121万6,000円、支出済額1,121万5,350円、不用額650円、これは消火栓維持負担金の支払いと、消火栓新設負担金になります。

4 款 1 項 1 目公債費、元金、予算現額9,756万4,000円、支出済額9,756万3,208円、不用額792円、2 目利子、予算現額734万円、支出済額728万1,097円、不用額 5 万8,903円、主な償還は、救急指令センター事業債、佐敷建設事業債、八重瀬出張所建築・土木設計等委託業務、あと救急車や消防車両購入による償還11件分の借入元金と15件分の利子の償還となっております。歳出における公債比率は7.17%であります。

6 款の予備費については、予算現額300万円とありますが、本年度は148万6,000円を充当しまして、151万4,000円が不用額となっております。

下の歳出合計で、予算現額14億6,986万5,000円、支出済額14億6,238万6,452円、繰越明許費44万円、不用額703万8,548円でございます。

続きまして、財産に関する調書です。18ページをお開き下さい。

財産に関する調書、令和 6 年 3 月 31 日現在、土地、建物に関する調書でございます。

次に19ページをお願いします。物品については、多目的車両 2 台と水難用船舶等が更新され、33 台となっております。

次に20ページをお願いします。基金でございますが、財政調整基金は、令和5年度中に1,515万2,000円の増、2,279万1,000円の減、2,716万9,566円の現在高が令和5年度末の基金となっております。

次に事業としてですが、21ページをお願いいたします。地方債の借入及び公債費の支出状況ですが、令和5年度は八重瀬出張所建設による借入で2,360万円あります。償還で1億484万4,305円支出しております。これは15件分の償還となり、歳出比率で7.17%であります。

地方債現在高においては、6億7,087万1,132円となっており、借入先は地方公共団体機構及び民間の市中銀行、その他金融機関となっております。

次に22ページをお願いします。下の構成比をお願いします。決算の款及び節ごとの一覧表となっております。

歳出費全体としまして、議会費が0.08%、総務費が1.1%、消防費が91.65%、公債費7.17%の割合となっております。

次の23ページは、当組合の財源についてであります。当組合の財源は、構成市町の負担金10億5,039万9,350円、公債費71.5%より運営しております。

また、前年度の決算額16億6,491万7,894円と比較して令和5年度は14億6,989万591円、1億9,502万7,303円減となっておりますが、これは八重瀬町出張所建設費繰越金、また組合債の増減などが主な原因によるものであります。

次の24ページをお願いします。この表は、性質別年度の決算調書となっております。右側、令和5年度Aの義務的経費で9億3,730万6,515円となり、約64.09%を占めております。

Bの投資的経費で、今回は八重瀬出張所の3億6,833万9,900円で、25.19%となります。

Cのその他の経費で1億5,674万37円、約10.72%となっております。ちなみに1人当たり1万8,417円の経費負担となっております。

人口は前年度、南城市、八重瀬町合計7万8,574名に対し、令和6年3月31日現在は7万9,404名で830人の人口増となります。

以上で説明を終わりますが、議員の皆様のお手元には決算書とともに「主要な施策の成果に関する報告書」と、令和6年8月に行われた決算審査による監査委員からの決算意見書が配布されていると思いますのでご参照いただき、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上で終わります。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。質疑ございませんか。

1番（仲間光枝）

おはようございます。先日18日でしたか、全員協議会の方で詳細な説明をしていただいたので、おおよそは理解、了解をしているところですが、これまでも提案させていただいた基金なんですけれども、いま庁舎整備も終わって、財政調整基金オンリーになっておりますが、やはりこの特殊車両、オーバーホールとかって1,000万円超えの経費、これは突発的にあるのではなくて、定期的にあるとわかっている経費なので、これは目的基金として、例えば特殊車両整備基金になるのかとい

うふうに思って、計画的に基金として積み立てていった方がいいのではないかというふうに思っておりますが、そこら辺、消防長どのお考えでしょうか。

消防長（城間 功）

ただいまのご質問にお答えします。基金については、いままで庁舎等に関しましては、目的基金ということで積み立てておりました。庁舎に関して、全出張所、各出張所の庁舎建設の方は終わっています。それに関しまして、車両関係、金額が大きくなるものですから、これらの基金の積立とかを考えていきながらやっていきたいと思っております。以上です。

1 番（仲間光枝）

これについては市町の理解、協力も必要だと思いますので、今後予算折衝というか、交渉のときに消防の方から積極的に働きかけていただければというふうに思います。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑ある方いらっしゃいますか。進行してもよろしいでしょうか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。認定第1号「令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算書の認定について」、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり認定されました。

日程第六、議案第10号「令和6年度島尻消防組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題と致します。

提案者からの報告を求めます。

消防長（城間 功）

議案第10号についてご説明申し上げます。議案第10号「令和6年度島尻消防組合一般会計補正予算（第2号）について」。

首題のことについて、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。

令和6年10月29日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

それでは、補正予算第2号の1枚目をお開き願います。令和6年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ761万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億9,918万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3 ページお願い致します。「第2表 地方債補正」は、起債限度額を6,660万円から420万円を減額し、6,240万円とするものでございます。

まず、はじめに歳入からご説明いたします。6 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目市町負担金にて95万8,000円の補正増でございます。

内訳といたしまして、久高車両諸経費南城市負担、令和6年度子ども・子育て支援事業に伴う児童手当システム改修費による負担金の補正でございます。

次に7 款 1 項 1 目基金繰入金578万9,000円の補正でございます。内訳といたしまして、財政調整基金繰入金による補正でございます。

続きまして、8 款 1 項 1 目繰越金506万4,000円の補正増でございます。内容といたしまして、前年度の明許繰越費を除いた実質繰越金706万4,139円から当初予算200万円を差し引いた506万4,139円があり、繰越金の補正でございます。

最後に10 款 1 項 1 目消防債420万円の補正減でございます。

次に、歳出の説明をいたします。7 ページをお願いいたします。2 款 1 項 2 目財政管理費にて354万円の補正増でございます。内訳といたしまして、財政調整基金積立金による補正でございます。

地方財政法による決算剰余金のうち、2分の1を下らない額を積み立てた額となっております。

次に3 款 1 項 1 目消防費380万円の補正増でございます。内訳といたしまして、10 節需用費にて久高車両の修繕費等による諸経費分、救助艇の経年劣化による装備品取替修繕、消防車両3台分の空調設備修繕費に係る305万1,000円の補正増でございます。

次に12 節委託料にて令和6年度子ども・子育て支援事業に伴う児童手当システムの拡充改修費64万3,000円の補正増でございます。

続きまして、17 節備品購入費にて女性室専用備品として除湿器の購入、佐敷出張所において女性用風呂場に入る際の目隠し用パーテーションの修繕費10万6,000円の補正増でございます。

最後に3 款 1 項 3 目消防施設費にて27万1,000円の補正増でございます。内容といたしまして、物価高騰により当初予算を組んだときよりも執行額の増による補正でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。以上です。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。質疑はございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第10号「令和6年度島尻消防組合一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第七、同意第1号「監査委員（識見者）の選任同意について」を議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（城間 功）

同意第1号「監査委員（識見者）の選任同意について」。

島尻消防組合監査委員の任期満了に伴い、地方自治法第196条第1項に基づき、下記の者を監査委員として議会の同意を求めます。

氏名、津波古充也。生年月日、昭和33年10月8日。住所、南城市大里字古堅888-1。任期、令和6年10月29日より令和10年10月28日までの4年間。

令和6年10月29日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、識見者監査委員の任期満了により新たに監査委員を選任する必要があるためでございます。

別紙略歴書をご参照の上、同意賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

1番（仲間光枝）

同意第1号「監査委員（識見者）の選任同意について」なんですけれども、これも先日の10月18日に全協が開かれまして、その際にいろいろ確認はしているので、特に反対するということではありませんが、少しこれまでと違う点について確認をしていきたいというふうに思います。

これまで屋富祖さんがされていまして。その後任ということで、今回、津波古氏があがってきていますが、屋富祖さんは八重瀬町で税理士さんを務めていらっしゃる方だというふうに思いますが、税理士さんの後任として、通常なら税理士を次も選任、探すかなというふうに私自身は思っていましたけれども、消防OBということで今度あがってきています。

この税理士さんについて選択肢として一旦あげて、後任として探した経緯はあるのかどうかを確認させて下さい。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの質問にお答えいたします。今回、満期ということで次の方を選任ということでありまして、そこで識見を有する者というような前提がございまして、地方自治法第196条の方では人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関して優れた識見を有する者というようなものが謳われております。

前回までは、税理士さんというような選択もございましたけれども、うちの方では推薦といたしまして、津波古氏の方は、消防歴が長いということと、また消防に関する中身の方が詳しいということで、また次長及び消防長も歴任しておりますので、その分の予算関係とか、そういったものにも熟知しているというようなことで管理者とも相談いたしまして、今回の同意の案ということでお願いしております。以上です。

1番（仲間光枝）

有難うございます。専門性という点においては、やはり消防職員として長年勤務されて、ましてや消防長も経験された方なので、その消防のことについては、かなり高い専門性は持っているとい

うふうに私ももちろん思っています。

ただ、やはり監査というのは、会計をみていかないといけない部分において、その点においては、やはり税理士が他のところでも好まれてきたということがあって、もちろん行政OBが監査をされているところもたくさんあって、その点については、全然ありませんが、今回の件について、今までは税理士さんで、今回、消防OBということで変わった点で何かそうなった経緯について、特にあったのかなという点の確認でした。

あと私自身としては、やはり小さな組織ほど監査というのは、ある意味、第三者制も確保しないといけないのがありますので、そこら辺はかつて消防で業務をされていた方が監査いらっしゃることについて近い関係が生まれるので、そこら辺については、私自身はあまり好ましくないのかなというふうに感じたものですから今回の質疑になっていきますけれども、専門性という点、そして第三者制という点についても問題ないという認識であるのかどうかというところを最後確認させて私の質疑を終わります。

次長兼総務課長（島袋清正）

仲間議員のおっしゃることなんですけれども、そういうふうに利益相反とか、公平性の観点からというような疑問もあるかと思えますけれども、津波古氏の場合は、平成31年に退職されて、既に5年以上経過しているということもありますので、その近辺については、確かに消防知識の方は、もちろん持ちながら予算関係の方をもっておりますので、仲間議員のおっしゃるとおり、利益相反とか、そういう馴れ合いみたいというのは、私の方ではなく、公平公正にみるというふうに感じております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑ございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。同意第1号「監査委員（識見者）の選任同意について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり同意されました。

日程第八、議案第11号「島尻消防組合職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（城間 功）

議案第11号「島尻消防組合職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合職員の休日及び休暇に関する条例（昭和51年2月10日条例第5号）の一部を次のとおり改正する。

それでは、新旧対照表をお開き願います。

第7条第3項中、第19条を第24条に、第18条を第23条に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

令和6年10月29日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、現条例と紐づけされている島尻消防組合給与条例との整合性の必要性があるためでございます。よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。以上です。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。ございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第11号「島尻消防組合職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

再開します。

日程第九、これより一般質問を行います。通告の受付順に行いたいと思います。

尚、本日の質問については各議員の発言はそれぞれ20分以内といたします。

最初の質問者、1番仲間光枝議員。

1番（仲間光枝）

それでは、引き続きよろしくお願いいたします。通告書の順番どおり質問させていただきます。

まず、1点目、NET119について。

緊急通報システムNET119は、聴覚・言語機能に障がいのある方がスマートフォンなどからWebを通して、消防への通報を簡単に行えるようにするシステムであり、令和2年7月より県内18消防本部全てが運用をスタートさせています。

運用開始後の利用状況や課題等について以下伺います。

1. 利用にあたっては事前登録制となっておりますが、本消防組合における登録者数及び沖縄県消防指令センター管轄区域内登録者数。

2. 運用開始前の周知について。

3. 運用開始後の利用状況及び課題をお願いします。

2点目、惨事ストレスと対策について。

事故や災害現場等での活動を行う消防職員にとって、惨事ストレスは常にあるものと捉えておくべきで、その影響を長引かせない、溜めない対策は職員の健康及び業務遂行に欠くことのできない重要課題だと思います。

ストレスに対する耐性も反応も人それぞれではありますが、組織として理解が足りないに対応が

遅れ、職員の健康が大きく損なわれてしまう事にもなりかねません。職員のストレス反応の把握やメンタルケア等に関して、本消防の取組み状況について以下伺います。

1. 惨事ストレスを受けやすい状況についての見解。
2. 一般的なストレス反応についての見解。
3. 本消防での事例や対策、取組み状況についてお願いします。

最後3点目、コストコ開業による渋滞の影響についてです。

1. 渋滞が与えた搬送時間への影響（有無・事案）について。
2. 渋滞への対応対策について消防の考え方。以上、よろしく願いいたします。

署長兼警防課長（仲村常司）

警防課の仲村です。よろしく願いいたします。仲間議員の発言事項1-1についてお答えいたします。

当消防本部管内の令和6年10月25日現在の登録者数は10名です。沖縄県消防指令センター管轄区域内の登録者は130件ありますが、その中には、各市町村の担当者、消防本部担当課の電話番号等も登録されております。

発言事項1-2について、当消防本部のホームページの掲載や社協で開催される手話サークル参加者にパンフレットを配布した経緯があります。

発言事項1-3について、お答えします。当組合管轄外でNET119システムでの緊急通報はございません。

これからの課題として、消防側の周知努力は可能な限り行う所存でございますが、幅広く市民、町民に知っていただくためには、構成市町の協力が必要だと考えます。

市町の各関係課窓口でのパンフレットの配布、福祉的観点から情報量の豊富な民生委員への周知など様々な方法が考えられます。

登録方法に関してもマニュアル化された資料がありますので、利用希望者は南城市であれば、健康福祉部、八重瀬町であれば、八重瀬町社協とやり取りをしておりますが、現在、調整中でございます。

発言事項2-1についてお答えいたします。消防職員は、惨事ストレスを生じさせやすい環境にあると理解しております。早期発見、早期対応できる環境づくりとして、悲惨な現場等であれば、分隊長が出場隊員とコミュニケーションを図り、状態を把握し、必要であれば、警備課長に報告をする環境は構築しております。

管理職としても交通事故や水難事故及びその他事故等の事故概要をチェックして、惨事ストレスが生じそうな事案がないか確認をして、気になる事案があれば警備課長へ経過等を確認し、対処すべきか否かを判断しております。

発言事項2-2についてお答えします。個人差はありますが、誰しもストレスというものを感じております。職場内での各ハラスメントは起きてはなりません、ハラスメントにおいても各職員の感じ方は異なります。

すべてを把握することはできませんが、部下とコミュニケーションを大切にして、報告、連絡、相談ができる職場環境を構築し、対応できる組織づくりを目指します。

続けて、発言事項2-3についてお答えします。総務課が対応した惨事ストレス事案については、1件、未成年の悲惨な事故が発生し、対応した救急隊3名が心的外傷後のストレス症状が現れた。当時の対応策として沖縄県公認心理士協会の理事の方が惨事ストレスへの対応が長けているとの情報提供があり、早期に依頼し、職員と面談対応していただきました。面談後、貴職員の症状も徐々に緩和することができました。

救急及び火災現場において悲惨な状況現場で職員がトラウマの可能性があれば、まず職員間の話し合いで共同意識を持ち、共感的態度で聞いて、精神的緩和を心掛け上司へ相談する。また、産業医の面談の窓口があり、対応しております。

続けて、発言事項3-1についてお答えいたします。救急事案で1件ございました。コストコオープン当日に現場到着時間が通常より3分ほど遅延する事案がございましたが、通報関係者にもその旨の説明をして対応しております。

また、オープン2カ月前とオープン2カ月後のつきしろ区、垣花区、親慶原区及び市役所方面への緊急車両出動時の現着時間を比較してみました。

各地区への件数及び出場場所の違いはありますが、コストコオープン前が平均して約6分24秒、コストコオープン後の平均が約6分36秒と、それほど差異はございませんでした。

続けて、発言事項3-2についてでございますが、消防側の渋滞対応策については、出動地域に伴う各迂回路の確認及び一番の混雑箇所である親慶原交差点への進入方法となります。

また、警備課長から警備職員には、一般車両との接触事故等による二次災害の防止についてさらなる注意を促し、周知徹底を図っております。

オープン当日から約1週間は、南城市の企画部、コストコ社、警備会社、与那原警察署と対策会議を踏まえての対応策等もあり、出動に関して特に問題はございませんでした。以上です。

1番（仲間光枝）

有難うございました。それでは、1点目より再質問をさせて下さい。私もNET119のような通報システムが運用開始されているということを最近知ったばかりなんです。なので、該当者にきちんとこの情報が届いているかなというふうに思ったものですから、今回の質問になっております。

NET119の他にもEメール、そしてFAXで通報できるように既になっていたと思いますが、やはり通報をよりスピーディーに簡単にという点では、このNET119は格段に向上したものだろうというふうに思います。

例えばGPS等の機能を使えば位置情報も正確に把握することが可能になったかと思えます。

沖縄県障害福祉計画によりますと、県内で聴覚、言語機能などに障害がある方への手帳交付数は、令和4年度末で約9,000人、うち那覇市を含む南部圏域では約4,000人となっております。

南城市でも今年3月に第4次南城市障害者計画が策定されましたが、身体、知的、精神の3つに分類されている内容がほとんどであるため、聴覚、言語障害に限らずですが、身体に障害のある方

へ災害時の心配事を尋ねた部分がありますけれども、その中で救助を求めることができない104人、周囲とコミュニケーションが取れない72人との回答があったとの報告があります。

八重瀬町につきましても第3次八重瀬町地域福祉活動総合計画がありますが、その中で同様なアンケートの箇所がないか探してみましたけれども、私自身探すことができませんでしたが、おそらく似たような状況にあるのではないかというふうに思っています。

この結果というものは、119番通報にも当てはまるものだというふうに思いますが、助けを求めることに不安を抱えている人が管内に一定数いらっしゃるということが想定されます。

その件についてと、先程、島尻消防本部内への登録者数は10名というふうにおっしゃっていましたがけれども、先程の統計を見てもっといるかなというふうに思います。

なので、助けを求めることについて不安を抱えている人が一定数きつといらっしゃるということや必要な取り組み等について、ぜひ管理者、副管理者のご見解をそれぞれ伺いたいと思います。

管理者（古謝景春）

緊急通報システムについては、大変素晴らしいものだと思っております。障害者においては、言語障害でなかなか通報できないというようなこともあるということは認識をしております。

そういう早急に対応できるよう先程の答弁にもありますように民生委員さんも含めて、どういう形で通報ができるかということを検討してみたいと思います。

副管理者（新垣安弘）

いま議員が懸念されていた内容、私もまた同じように共有しまして、帰って担当課とも議論していきたいと思います。以上です。

1番（仲間光枝）

ちょっと視点が変わりますけれども、救急車を呼ぶかどうかを迷った場合に医師や看護師からアドバイスを受けることができる「#7119」や救急受診アプリ「Q助」というのも登場するようになっていきます。

また、茨城県や三重県松坂市では、救急車で搬送した人のうち、医師が緊急、重症でないと判断した人に対して、病院側から選定療養費7,700円を徴収することにもなりました。

これらについては、救急要請の約5割が軽症とされることへの対策の一つだと私は思っていますが、救急車は命に関わる者の重篤な傷病者を一刻も早く医療機関へ搬送することを目的としていることとか、あと不要不急の要請が増えれば増えるほど、救える命が救えなくなる危険があることなども先程の「NET119」の周知をするときに、やはりこういった啓発もしていくべきだなというふうに思っています。

参考までにですが、本消防における救急要請の現状と課題について、大まかでもよろしいのでお伺いをして次の質問へ移りたいと思います。

署長兼警防課長（仲村常司）

仲間議員からの再質問にお答えしたいと思います。各消防本部もそうだと思うんですけども、救急業務の現状としましては、先程も言われたとおり、軽症者、本当に119、救急車が必要な事案

であるかどうかという判断の搬送がやはり多いということ、頻回通報者が各地区に数名おりまして、この方の対応ですとかというのが最近苦慮されております。

消防としましては、119番で通報があった場合、搬送することを前提として出動していますので、まずは搬送を目的として現場に向かいますが、そこでの軽症かどうかという判断をすることがかなり苦慮している状況です。

その中で、現在、救急隊としましては、そういった傷病者を搬送するかどうかをまず搬送する病院の医師の方、ドクターと相談をして、いま搬送すべきかどうかというものも医師の方に判断してもらって、その医師の方から傷病者の方に救急車を使わずにタクシーで来て下さいとか、そういった形で軽症者の対応をしております。

私たち消防としましても実際に一番必要な方に救急車、必要なときに救急車がそこに向かうということが一番だと思いますので、そういった状況を打破するのがこれからの課題でもありますが、構成市町の関係部局ともこういった方々等の情報も共有してうまく搬送すべき方を搬送するという状況を作っていけたらなと考えています。以上です。

1 番（仲間光枝）

私もこの質問を作る際にいろいろ各地の消防の現状だったり、総務省消防庁の資料だったりを読んでいる中で、いままさに課長がおっしゃったようなことが全国的な問題になっていると、搬送する半分以上が軽症者、それに対してどうしていこうかというところの議論が活発に行われて、これからももちろんそれは進んでいくだろうというふうに思います。

いまは一部の自治体に限られますが、やはり有料搬送という業務もあちこちで起こっているものだというふうに感じております。

なので、そういったことからできれば本当に必要な人がしっかりと救急車を活用できる状況を維持するためにも本当に必要な人の情報、しっかりと救急車の使い道を間違えないような啓発というのを両方一緒に行っていく必要があるというふうに感じております。頑張ってください。

では、次の質問、惨事ストレスと対策についてですが、総務省消防庁資料によりますと、惨事ストレスとは、その職務を通して日常的にトラウマを引き起こすような出来事や、その被災者に接することで生じるストレスの一種で、消防職員以外にも警察官、自衛官、海上保安官、医師、看護師等も惨事ストレスを体験すると考えられています。

惨事ストレスということも今回初めて知ったんですけれども、消防の仕事がストレスフルな仕事であることは別にそういう言葉をあてなくてもみんな知っていることだと思いますが、やはり悲惨な事故とか、実際、人の死を間近に体験する場合に受けるストレス、私自身も想像すると、本当に体調が悪くなるような感じですけども、本消防の事例についても先程課長の方からご報告を受けました。

先程の総務省資料にまた戻りますが、それによれば惨事ストレスによってもたらされる反応は特別なものではないと、異常なものではない。災害活動では、誰にでも起こり得る一般的なものであり、異常な状況における正常な反応と理解できますというふうにあって、九つでその症状が出てい

ます。呆然とする、記憶が途切れる、感情が湧かないなどの解離症状、フラッシュバックや悪夢などの再体験症状、出来事を思い出させるようなものを避ける回避症状、不眠、イライラ、過敏、過剰に用心深くなる、覚醒亢進症状、無力であった自分に対する自責感や生き残ったことを責めるサイバース・ギルト症状、自分の気持ちを理解してくれない組織や仲間への怒り、不満、仕事に対する意欲低下、アルコール量が極端に増え、コントロールできなくなる。うつ症状の進行など、様々な症状が発現するとあります。

これって、なかなか当事者本人がもしかしたら気付かない場合であっても、やはりその変調というのは、周りがたぶん気付き始めるというふうに思います。

そういった症状について、先程課長から自分たち消防組合ではどうしてますということがあったので、再質問にそれを聞こうと思ったんですが、これは先程ご答弁いただいたので飛ばします。

それで、ストレスは日常でも受けるものと先程言っていましたけど、そこに惨事ストレスが加わる消防の仕事というのは本当に大変だというふうに思っています。職員一人一人が心身の健康をしっかりと保って、万全な体制で業務を遂行するということが基本中の基本だと思いますので、管理職の皆様には職員の変調にもう少し頑張っただけで気付く努力、そして相談しやすい組織、雰囲気づくりに、これからもご尽力をお願いしたいと思います。

これは先程の質問がなくなったので、最後になります。まず要望を言って次の質問に移りたいと思います。

最後の質問なんですが、コストコ開業による渋滞の影響についても、先程、質問してない当日の様子だったりとか、時間の調査の方も報告していただいているので、消防については、これ以上、質問できるものはないというふうに思っていますが、渋滞対応策については、先月、沖縄県会議長に対し南城市、南城市議会、南城市商工会、南城市観光協会の連名で要請書を既に提出しています。

渋滞は、消防活動にも重大な支障が出る可能性がやはりありますので、できればそのことも列挙した上で、消防も連名してはどうかというふうに提案しましたが、今回は予定されていた4団体のみで行っております。

要請はしましたけれども、やはり要請事項が実現するためには時間がかかります。その間はいまの状況の中で工夫、対策をしていかないといけないと思いますけれども、やはりオープン当日の想定外の出来事であったということがありますので、やはり想定外を生まないように今後もっと減らしていく必要があるというふうに思います。

そのためには、南城市市議会、関係機関、コストコさんとの連携協力はもちろんですが、それぞれができることをやっていく必要があるなというふうに私自身も実感しているところです。

古謝市長にお伺いしますが、近々コストコ開業後初の尚巴志ハーフマラソンが開催される予定です。市民の中からは、やはりそのときの渋滞についての懸念の声もあがってきております。

そのことも踏まえて、最後に南城市長、そして消防の管理者である古謝管理者の見解を伺いまして、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

管理者（古謝景春）

このコストコ誘致につきましても道路混雑というのは予想されておりましたので、本来であれば、一昨年で南部東道路は当初計画からすると完了の予定でありましたが、予算が確保できないということですので遅れておりますが、それも早めに完成をさせることを県に再度要請していこうと思っております。

また、低地が多い我が南城市であります、それも含めて、いまの新里ビラしか緊急用の上りの車線がないということで、国道、半島に国道バイパスを移設しようということで、その働きかけも早急に大会を開いて、その要請をする運びとなっておりますので、流れを変えるような、いわゆる買い物終わったらニライカナイに向かってすぐ佐敷の方面に下りられるような道路も含めて、それを検討しております。

これからも休日なんかは渋滞が予想されておりますので、そのときには緊急車両も通行できないということになると大変なことになりますから、早急にそれを要請してまいりたいと思います。

議長（運天貴也）

次の質問者、2番議員宮城勝也議員。

2番（宮城勝也）

それでは2番議員、質問させていただきます。

早速、通告書を読み上げて質問に代えさせていただきます。

件名、消防設備の更新計画について。

①設備更新の基準と計画について。

当組合における庁舎、車両、備品等の消防設備の老朽化状況を踏まえ、今後の設備更新計画についてお伺いします。設備更新の優先順位を決定する際に考慮される基準や、長期的な計画策定についてもお伺いいたします。

②予算計画と外部要因の影響について。

消防設備の更新に必要な予算計画についてお伺いします。また、世界的な物価高騰や資材不足といった外部要因が、予算にどのような影響を及ぼしているか、また、その結果として増額の必要性がある場合にどのような資金調達方針を取るのか、見解を伺います。

2件目、人事について。

①人事異動の基準と運用について伺います。

人事異動の基準とその手続きが、どのように運用されているのかについてお伺いします。さらに、全職員に対して公平かつ透明性のある評価が行われ、異動の際に職員が納得できる仕組みが整備されているかについてもお伺いします。

②人事異動による負担軽減とキャリア支援について。

人事異動の際、特定の職員に業務負担が集中しないようにするための取り組みや、及び異動先でのキャリア形成を支援する計画についてお伺いします。

最後3件目、③労働環境の改善とメンタルヘルスケアについて。

職員が働きやすい環境を整備するために、労働時間の適正化や職場内のコミュニケーション改善に向けた具体的な取り組みについてお伺いします。また、ストレスチェックやメンタルヘルスに関する支援体制がどのように整備されているのか、現状の課題と今後の強化策についてもお伺いします。よろしくお祈いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの宮城勝也議員の質問にお答えいたします。

まず、質問事項その1の①についてですけれども、庁舎に関しては、公共施設等総合管理計画の策定がありまして、庁舎は約50年を基準といたしまして、あと車両や積載資機材に関しても車両購入年数で更新計画に基づき、また補助事業や起債事業等を活用しながら整備更新しております。

また、積載資機材以外の備品等に関しては、すべての更新計画はございませんが、耐用年数等を考慮しながら更新しているということでございます。

あと質問事項その1の②についてですけれども、物価高騰や資材不足での財源に影響が出そうな場合は、補正予算を組んだり、あと例えば契約車両の納期が遅れることで明許繰越等の予算措置の影響があります。

あと予算の増額の必要性となりますと、構成市町の負担金の増額、あと財調からの繰入、また予備費からの充当などがありまして、構成市町の財政課との協議が必要となっております。

あと質問事項、その2-1、人事異動の件についてですけれども、人事異動については、まず日勤業務、隔日勤務の希望調査を行いまして、基本的に3年を目処に異動対象としております。

ただ、職務状況や必要性に応じ、必ずしも3年ではなく、期間が短い場合や、また長くなる場合もあります。

また、異動配属では各職部級、消防士、副士長、士長、司令補、司令、及び救急救命士、水難救助隊の各警備への配属もバランスよく考慮して異動というふうにしております。

あと質問事項、その2の②についてですけれども、人事異動で異動先の業務内容、専門性、業務量で一概に業務負担の集中しないようにとの対策というのはちょっと厳しいんですけれども、前任者からの引き継ぎ及び業務内容を理解しながらの勤務となります。

そのことが経験値としてキャリアを重ねることとなり、多様な職務業務遂行となると思っております。

各業務でのキャリア支援として日勤者なら研修会や沖縄県消防長会の専門部会がありまして、各消防本部の担当課の共通の問題提起や解決案で業務向上に繋がると思っています。

また、消防学校等で各専科における専門研修等がありますので、派遣を通してキャリア向上に努めております。

あと質問事項、その2の③についてですけれども、職員の労働時間においては、日勤職員、隔日勤務職員は、規定に基づく適正勤務時間でありまして。職場内のコミュニケーションについては、業務の相談や共通問題の改善等で切磋琢磨を行い、また互助会や各課での親睦等で職場の連帯意識の向上に努めております。

職場内のストレスやメンタルに関しては、Webによるストレスチェック受検を行い、職員のストレス状況の把握、改善に向けての対応、またメンタルに関しては、本人の内面的な意向が強いので、相談できる友人や上司、また産業医への対面相談や共済組合からの相談口もありますので、対応しております。以上です。

2番（宮城勝也）

それでは、再質問を行っていきたいと思います。まず1番目は、消防設備の更新計画についてですが、現在、八重瀬町もそうなんですけれども、公共施設の老朽化が一つの課題ということで挙げられています。これから様々な施設の更新も計画されているんですけれども、その適切なタイミングで更新するものと、また長期的な視点に基づいた予算の取り組みは必要だというふうに考えております。

当組合においては、先日、八重瀬出張所が新たに新設されて開所しましたけれども、今後の庁舎を含めての設備更新、先程ちょっとお話もありましたけれども、オーバーホールを含めた車両や資機材、機材等の状況を的確に踏まえて将来的に備えた予算計画をしっかりとする必要があるかなというふうに思っております。

私も監査を務めさせていただいておりますけれども、毎回、先程あった財政調整基金であったり、予算の大型事業に関する今後の見通しなども監査委員からの指摘もあったことも踏まえて、今回の質問に至っております。

これだけ質問しましたが、世界的な物価高騰や資材不足の影響も踏まえて、柔軟な予算の対応が可能なかあたりも求められるというふうに思っております。

今回の質問で私たち議会としてもそういった計画であったり、消防の取り組みについて共通理解を情報共有して持続可能な体制づくり、消防行政の執行に貢献できたらなと思っております。

それを踏まえて再質問しますけれども、まず1番の計画についてですが、答弁の中で、庁舎に関しては管理計画の策定があるということでありました。

あと車両等については、耐用年数の更新計画というのがありますが、私も2年、今回消防議員を務めていますけれども、議会としてそういった計画についてちょっと把握できていないものですから、例えば、八重瀬町においては、公共施設総合管理計画だとか、橋梁等長寿命化修繕計画というのを策定して、これを具体的に共有しながら、今後どういうふうに計画、事業を進めていくかということを公開しております。

本消防組合においても、こういった計画についていま議会としても後々、市民、町民にとっても公開するような形で示すことによって、今後の消防のあり方もみんなで話すことができますし、あと議会としても常に言われております予算の確保、負担金で運営が賄われている消防組合ですので、南城市、八重瀬町、私たち八重瀬町の議会の中でも予算確保に向けて、また議会の中でも議論することができると思いますが、そういったことについて、具体的な計画を示せるものがあるのか。もしなければそういったものを計画策定して提出すべきだと思いますが、そのことについて見解をお伺いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

うちの方も令和4年で公共施設総合管理計画というのを作成しております。そこでそれを参考にしながらやってはいるんですけど、この庁舎の方が令和8年に建てております。また、佐敷出張所も平成29年、八重瀬の方も去年、令和5年ということで、50年にはまだまだあるということで、その辺は大丈夫かなと思っています。

ただ設備におきましては、やはり老朽化というのは進んでおりますので、シャッターとか、発電機ですとか、实例を申し上げますと、令和4年度には仮眠室の方を改修いたしました。今年はロッカー室の方を改修します。

あとアンテナですか、上の方のアンテナの方も改修する工事を進めております。

また、次年度、車庫のシャッター、老朽化というのもありますので、この辺も改善をしていくということで、この建物に関しても施設の老朽化等をして、予算を平準化と言うんですか、その辺の負担の方も考えながら作成して、維持管理の方をやっていこうというふうに考えております。以上です。

2番（宮城勝也）

車両については、先程オーバーホールことも言いましたけれども、これも定期的にかかるもので、これまでの議論の中で、財政調整基金をそれに充てていきたいんだけど、なかなかそこを予算的に認められないところがあるということで、前の議会の議運の中でも管理者の方からしっかり理論武装して予算の確保することが皆さんの務めだよ、役割だよという答弁もありましたので、そのあたり皆さんの中ではそういった考えはまとまっていると思っていますけど、私たちの議会としても派遣されている市町に戻ったときに、そういったことがどういうふうに皆さんの考えをもって、今後、どういう予算が必要なのかというところもしっかり共有することが必要ではないかなと思っています。

先程、仲間議員からもありましたけれども、そういったことも含めて、長期的にできるまでは次年度どういう計画があるかというところもしっかり適宜に提起を出すことを求めています。庁舎は別にまた車両とか、資機材を含めてあると思うんですが、その辺りについての見解をお伺いしたいなと思います。

次長兼総務課長（島袋清正）

建物、設備に関しては、先程説明したんですが、車両に関しては購入年月日を考慮いたしまして、また耐用年数がございますので、車両を購入してから何年後かには更新事業、特に救急車両とか、消防車両というのは必要ですので、その辺はやっております。

それに対する財源なんですけれども、確かに大きい額でありますので、うちとしては目的基金というのを設定いたしまして、例えば梯子車ですか、その方もオーバーホールに3,000万円以上かかるということとなっておりますので、基金を設けて積立していきたいというのは前々から思って交渉してはいるんですけども、なかなか予算の方が厳しいという状況もありまして、取れてないということがいま現実でございます。

ただ、今後、そういう目的基金というの、先程、仲間議員からありましたけれども、そういうものをもって平準化、その年度、年度で急に予算の方が上がるということがないように、ある程度、計画を立てての平準化できるような目的基金というの必要ということですが、この辺はまた構成市町の担当課との調整というふうになりますので、その辺はちゃんとできるような方向性をもっていきたいと思っております。以上です。

2番（宮城勝也）

それがわかるように、例えば車両別に車検時期だとか、更新時期だとかあると思うので、更新計画と言うのではなくて、管理計画というそういったものが一つのスケジュール的にわかるものがあれば、私たちの任期期間中にこういうものができるだとか、私たちも4年に一回、首長さんも4年に一回代わります。皆さんは継続なので、その辺りはずっと取り組むと思うんですけども、そういったところでしっかり長期的に取り組んでいかないといけないというところを現段階で示しておけば、5年後、10年後、その予算をしっかりと予定しておいてスムーズに更新できると思いますので、ここでは一問一答なので、後程ちょっと求めたい資料提供、要請というか、例えば車両別の整備計画だとか、スケジュール、その時期がわかるようなもの、それに関して、どれぐらいの予算が必要なのかというところを、まずは議会に対して資料を要求したいと思いますが、その辺について対応できるかお伺いします。

署長兼警防課長（仲村常司）

宮城議員の再質問にお答えしたいと思います。車両の更新計画については、更新計画書がございますので、これはご提示できますので、後程、提示したいと思います。以上です。

2番（宮城勝也）

私たち議会も含めて、構成市町の財政担当の方ともしっかり共有して、それで同じスケジュール感でいかないと、急にということとはなかなかできませんので、先程話しましたようにしっかり議論武装する意味でも私たちは情報を共有して、しっかりした消防体制を構築していきたいと思っておりますので、このあたりの対応を今後お願いしたいなというふうに思います。

次に2件目の人事について質問に移ります。この組合の議会定例会は年に2回で、今年度始まって10月が初めてということで、本年の4月から城間消防長が新しく誕生しています。その体制のもとに対する質問は、今の時期しかできないんですけども、これまで当組合、ここ数年振り返ってみますと、給与問題であったり、いろいろ内部での問題があったり、また最近では救急出動に関するマスコミへの情報漏洩と思われる案件があったり、そういった内部の課題が結構あったんじゃないかなと考えております。

本年度、新たに城間消防長が就任されて、新体制のもとにそういうのがひと段落というか、対応してきたことを反省しながら、今後また職員同士の信頼関係、あと先程もありましたけれども、ハラスメントとかにももしっかり対応した関係を新たに作っていくことを私は大きく期待をして願っているところであります。

今回の質問においては、特に消防については24時間勤務というところで、そこで同じ職員の方と

長い時間勤務されているところもある職業であります、人事管理、労働環境がどのようになっていくのかということをもた質問させていただきたくて、それが職員の働き方改革、そして適切な評価が行われているのかということを確認したくて質問をさせていただきました。

まず、人事異動についてですが、主に3年というところで実施されているということでもありますので、この異動についてなんですけれども、希望調査を取られているということでもあります、調査はどのような内容なのかということと、この希望を取った結果について、異動結果、どれぐらい希望に応じられるような結果になっているのか、その辺り答弁いただきたいと思います。

次長兼総務課長（島袋清正）

この希望調査というのが、まず消防は日勤業務もございまして、また現場の方もあるということで、まず現場職員に対してはそういう日勤業務が必要ということで、そういう必要、希望というのでは取ってはおります。その希望どおりがなかなかみんながみんななくというのは、非常に厳しい面はありますけれども、やはり若い職員、中堅職員、日勤業務もやってみたいというのがあれば、優先的に。

あとはバランスになるんですよ。みんながみんな同じ部署に行くことはちょっと厳しいですので、その辺の総合的に勘案というのはありますので、全員が全員希望というのはございません。これは何パーセント、何割かというのは、いまの数字はちょっとわからないんですけれども、ある程度の希望が取れるような努力、あと全体的な平均を見ながら調整をするということで、希望調査、または人事異動というふうに考えております。以上です。

2番（宮城勝也）

人事異動の検討と決定はどのような形で進められるのか、その辺ひとつお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

異動に際しては、人事担当と私と、あと消防長も含めて調整しております。そこで1月、2月、2月後半ぐらいまでには内示を出しますので、12月、1月頃に検討すると、調整に入るというようなことであります。以上です。

2番（宮城勝也）

今回、いま質問の中で公平かつ透明性がある評価と、職員が納得できる仕組みが整備されているかということで質問させていただきましたけれども、先程答弁の中では100%みんなが希望どおりというのは、現実難しいというのがありますけれども、結果、そういう新しい体制が、異動が行われて、そこで3年間ないし5年間働く職員になると思いますが、やはり最終的にはそれでも職員の皆さん納得できるような職場環境であってほしいと思いますが、いま現状、そういう希望100%ではなくても、課長としてはある程度職員は納得していただいて働いてもらっているというような認識であるということによろしいでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

異動に関しては、みんながみんな納得というのは厳しいのかと思います。消防業務ですので、その辺は適するもの、自分が全部が全部適するものではなくて、やはり経験しなければいけないもの、

覚えなければいけないもの、その辺もあると思いますので、その辺を加味しながら、それを乗り越えて初めてキャリアを積んでそういう上の方にいけるというふうに思っておりますので、その辺はちゃんと配置された業務については、あつた職員はちゃんと全うしてステップアップして臨んでもらいたいというふうな希望をしております。以上です。

2番（宮城勝也）

決算の添付資料ということで、監査委員の意見書の中に前監査委員の屋富祖監査委員から若手職員の特徴であったり、育成であったり、若手職員をよくするポイントというところで、監査委員の意見というところで指摘というか、要望がありました。

それも踏まえて、やはりいろんないまの職員のどういう特徴があるとか、そのためにはやはりコミュニケーションが必要であるということのご指摘がありました。

今回のその質問をしているところの冒頭で申し述べたいのが内部でのいろいろな事案を含めて、新しい体制になったということも踏まえ、今回は人事異動等について質問しましたがけれども、やはり最終的には働く皆さんの職場環境、働きやすい環境づくり、あとコミュニケーションをしっかりと取っていくことが重要かと思ひます。

そのためにも消防長の役割、あとトップである責任感も踏まえ、あと現場の皆さんとしっかりとコミュニケーションすることが必要と思ひますが、最後に消防長、今回拝命するにあつたの決意、今後こういったところも踏まえて、この体制づくりどのようにやっていくかということをお伺ひします。

消防長（城間 功）

ただいまの質問にお答えいたします。私も今度から消防長拝命いたしまして、自分の目標というのは持っております。目標にしているのが、何事においても普段から職員同士の信頼関係が必須であると思ひております。

そのような関係を築いていくにはコミュニケーションが欠かせないと思ひております。そこで職員全体が自由に意見を出し合える風通しの良い職場環境を職員みんなで作上げていく組織体制を構築していく上で、職員のストレス、メンタル面のケアにも繋げていけるのではないかと考えております。

毎月、月初めには訓示として、こういうような訓示も行っているところであります。毎月毎月同じことを言っていきながら、みんなとコミュニケーションが取れるような職場づくりを目指して頑張っていきたいと思ひております。以上です。

2番（宮城勝也）

有難うございます。今年度も4人の方の採用があつたと思ひます。私たち時代もそうですが、ずっと消防士というのは憧れの職業であつてほしいというのも思ひますし、その時代の子どもたちが卒業して、ぜひ島尻消防組合を将来は目指してほしいと思ひますので、そのためにもいま働いている皆さん、そして私たち議会も自信と誇りをもって、この島尻、南城、八重瀬の安心安全、生命、財産を守っているというところをしっかりと今後またやっていきたいなというふうに思ひております。

消防長のいまの決意を聞きまして、私も気持ちを引き締めて消防議員としてやっていきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で、私の一般質問を終わりたいと思ひます。有難うございました。

議長（運天貴也）

次の質問者、3番議員、森山悟議員。

3番（森山 悟）

皆さん、こんにちは。森山でございます。それでは、一般質問を始めていきたいと思ひます。

大きい1点目、沖縄県における消防防災ヘリコプターの導入について。

今回、コロナ禍により6年ぶりに島尻消防組合研修会が二泊三日、兵庫県で行われました。1日目に株式会社モリタ三田工場で消防の購入されている車両の組み立て状況を見に行つてまいりました。

2日目、淡路の阪神大震災の復興の取り組みの話聞きに行った中で、3日目におきましては、兵庫県消防防災航空隊、神戸市消防航空隊機動隊の見学に行き、いち早く導入しているヘリコプターの状況を確認してまいりました。これについて質問をさせていただきます。

沖縄県消防防災ヘリ導入推進協議会の今後の動きについて伺う。

①防災ヘリコプターの早期導入についての考えを伺う。

②県内での必要機数について伺う。

大きい2点目、水難事故、対策救助について伺う。昨年6月、今年5月17日に奥武島で中学生の水難事故の状況がありましたが、以下について伺う。

①消防での水難事故の対策について伺う。

②奥武島での水難訓練内容について伺う。

大きい3点目、離岸流について。

①南城市、八重瀬町内において今までに離岸流が原因と考える事故は発生しているか伺う。

②離岸流に巻き込まれない為に、関係機関と連携を取り、事故を未然に防ぐ対策を行っているか伺う。

③南城市、八重瀬町内に離岸流が発生しやすい場所や、起こりやすい状況があるか伺う。以上、3点お願いいたします。

署長兼警防課長（仲村常司）

ただいま森山議員からの発言事項1-1について、担当の警防課からお答えいたします。

当消防は、沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会の運用検討ワーキンググループに属しております。

今年度4月の消防長会春季総会にて沖縄県防災危機管理課から導入に向けての説明がございました。防災ヘリ導入に向けては、まだ承認を得られてない市町村がございまして、調整が難航しているとのことでした。

今年度に入り、ワーキンググループの会議も開催されておりません。

続けて、発言事項1-2についてお答えいたします。個人的見解にはなるんですけども、ご存知のとおり、沖縄県は未だ防災ヘリの導入がなされていない状況でございます。まずは、1機導入することが先決かと考えます。

また、政令指定都市のある都道府県などが2機以上保有しております。九州地区に関しても福岡県のみが2機以上の保有となります。

続きまして、質問事項2-1についてお答えいたします。毎年6月頃から夏休み期間中に管内の遊泳場所や海岸沿いにて水難事故防止運動に伴う広報活動を実施しております。

また、コロナ禍には活動を控えておりましたが、令和4年度から当職員がボランティアにて「浮いて待て」の講習会を実施しております。

今年度は、管内小中学校14箇所、約900名の児童生徒、関係者が参加し、講習内容としましては、水の怖さ、あとは浮いて待つための知識と技術の習得を目指し、万が一に備える指導をしております。

発言事項2-2についてお答えします。今年度の訓練計画では、地理調査、操船訓練を含めた訓練回数は、各警備で12回、3警備合計で36回、基本検索訓練、警備合同訓練、他機関合同訓練、夜間訓練及び深部潜水訓練等を実施しております。

また、奥武島での水難事故を踏まえて、事案発生時の活動要領及び対応策について再確認し、事故防止の広報活動に飛び込み行為がある場合は、すみません、訂正します。奥武島で飛び込み行為がある場合には、注意喚起の強化を図っております。

また、これから奥武島漁業組合とも協力体制を強化して、合同訓練等を企画できればと考えております。以上です。

第二警備課長（金城正和）

皆さん、こんにちは。初めての議会でちょっと緊張します。先程の離岸流3-1について回答します。管内では水難事故で離岸流が原因として発生した事例に関しては、いまのところ確認はできていません。

③の2に関しては、管内海岸線を巡回し、広報活動し、水難防止の注意喚起を促しています。

また、与那原地域、並びに糸満地区水難防止推進協議会で毎年協議を行って、事故防止、事故発生場所及び事故内容の確認、広報活動及びパンフレット等の配布を行い、事故の防止を図っております。

③、大きい3-3、離岸流に関しては、発生する場所や、起こりやすい場所についてですが、正直言うと発生場所の特定はできません。そのときの気象状況及び海の形、状況に関して刻々と状況が変わってきます。その中で発生する場所によっては、予想がちょっと難しいということが正直あります。

離岸流は、一旦発生した後、1カ月近くその場所で発生し続けることのある一方で、発生後、約2時間ほどで変わる場合もあることもあります。以上です。

3番（森山 悟）

再質問をさせていただきます。防災ヘリコプターのことなんですが、私たち今回、兵庫県の方に防災ヘリを見に行っただんですが、いま課長の話の中では1機まずは入れてからというお話がございました。

ただ、話を聞きに行った中で、かなり金額が高騰だなというのがあって、1機当たり25億円から27億円という話がありました。このときに沖縄県では、大体どのぐらいが必要かという話になったんですが、周りに海が多いですね。沖縄で導入するためには最低でも3機、兵庫県でも3機あったんですが、3機のうちの1機が半年間の車検を受けないといけない。事実上3機持っていても2機しか動けない。こういった現状の中、沖縄で導入に向けてはかなり厳しいのではないかなという観点から、近くには自衛隊とか、連携を取りながらいろんな方策もできると思うんですが、自衛隊との連携とか、協力について、今後どのような形でできるかというのがもしあれば、その件の所見を伺いたいんですが、よろしくをお願いします。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩 10時47分

再開 10時47分

再開します。

消防長（城間 功）

ただいまのご質問にお答えをいたします。自衛隊との協力体制ですけれども、以前は自衛隊を通す前に県の方に通して行って連絡するような形になっていたんですけれども、現在すぐ自衛隊の方に協力お願いできないかということになっておりますので、協力体制についてはできていると思われております。以上です。

3番（森山 悟）

有難うございます。ぜひ、連携が取れたら、いち早く人命が救出できると思いますので、今後ともちゃんと連携を取りながら、ぜひ、こういういろんな状況を見て対応の方をよろしく願いいたします。

続きまして、2番の方に移りたいと思います。いま奥武島での中学生の水難事故等がございましたが、南城市でも一般質問のあった後、市長が考えて、看板とか、危険区域とか、そういったものを取り備えて、いま設置しているところではございますが、消防として今後パトロールとかを強化したり、いま事故があったときがハーリーのときなんです。ハーリー会場と離れたところで、そういった事故が起こっているというので、ちょっと人員を増やしていただくとか考えていただいて、パトロールとかも強化できないかについて伺いたいと思います。お願いします。

署長兼警防課長（仲村常司）

森山議員の再質問に答えたいと思います。奥武島の水難事故については、昨年度から今年度と2件続いておりまして、奥武島の事故があった、管轄している南城市、あとは奥武の漁港、あとは消防、あとは与那原警察署と、先程うちの警備課長からありましたように、水難事故防止推進協議会

でいろいろ話がなされています。

その中で、まずは何かできないかというところでいつも話になって、そこで今回ようやく琉球水難救済会というものがございまして、そのの協力を得て、ようやく看板を設置することができました。その看板についてもいままで曖昧であった飛び込み禁止という文言も入れてもらって、うちの消防としまして、これまでパトロールに行きます。そこで観光客等が飛び込みをしています。そこで飛び込みしちゃ危ないですよと言った場合に、やはりあまりよく捉えられない。なぜ消防がそこまで言う権限があるのかとかという声とかもございまして、なかなか注意喚起できませんでした。

ところが、今回からこういった看板を設置してもらいましたので、消防としても1職員が見ても業務外でもそういったところでパトロールした際には、強い注意喚起ができるのかなと考えています。人員を増やして等のパトロールについては、まだこれから協議が必要ではありますが、まず遊泳期間中においては、管内、特に奥武島中心を含めて、パトロール強化できる状況は作っていきけるように努力したいと思います。以上です。

3番（森山 悟）

新しい取り組み有難うございます。今後なかなか難しいところがあると思います。人の命を助けないといけないので、ぜひこれは今後も続けてほしいなと思います。

それでいま奥武島で訓練等を行っているところは、裏側のビーチというか、砂浜のところだと思うんですけども、今回、事故が起きているところは正面の方になりますよね。あそこ流れが速くて、泳ぐ場所をどこの海かによって流れて、離岸流ではないんですけども、かなり流れが強いので流されるという話を聞きます。

できたら訓練を前の方でウミンチュとか、区民とできないか、区民からそういう話を聞いていますので、いま避難訓練等を行っていると思うんですが、あそこで救難訓練とかを一緒にできないかという話がありました。ぜひ、消防のもし考えがあれば再度教えていただけますか。

署長兼警防課長（仲村常司）

いまの森山議員の質問に答えたいと思います。今回、事故についての森山議員がおっしゃった流れが速い、すぐ深みがくるというところも周知徹底できるように看板にもその文言等を入れてもらっております。

あとは漁協組合長とも今回2件の水難事故に関しても漁協関係者が救出しております。なので、漁協関係者がいる中で、こういった対策をお互いで取れるかというところをこれから検討して、うちの方に水難担当、係長もおりますので、課長も含めて、そういった訓練ができないかというのをチェックしていきたいと思います。以上です。

3番（森山 悟）

いまのお話、本当に救出されるのがウミンチュの方が先に救出する。署長が言っていたように、早くこういった協定を組めば、もっと助かる命もあると思いますので、ぜひ今後とも協力のほど、よろしく願います。

続きまして、3点目について確認させて下さい。離岸流、なかなかどこで起こるかわからないと

いう話もございます。話によると、浜から海側に流れるというのは、オリンピック選手のクロールの速さと同じぐらいということも載っておりますが、その点について、南城市も八重瀬も海岸等がでございます。それについて今後、離岸流が起こる可能性もあるという中で、看板、こういったいろんな看板等の設置もできないかについて確認させて下さい。よろしくお願いします。

第二警備課長（金城正和）

森山議員、有難うございます。先程の離岸流に関しては、私たちのところでは確認できていませんので、看板を設置する場所とか、その辺のところは正直言うと、どこに設置していいかというのはありません。

なので、当然、先程、水難訓練に関しても、奥武島に関しても、それは正直言うと、あった場所にしかいまできていませんので、離岸流に関しては、いまのところ設置に関しては検討してないというよりは、どこで起こり得るかちょっとわからない。私たちの管轄でもまだ実際ないという確認を取れているかちょっとわからないですけど、ちょっと難しいところがあるので、それはまだしていません。以上です。

3番（森山 悟）

最後、全体的なもので答えさせて下さい。夏場になると、沖縄は観光客が増えるところでございます。南城市、八重瀬町におきましてもビーチ等がございしますが、それも含めて、今後の危険、いろんな対策等が必要だと思っておりますが、その件について、今後の取り組み等、管理者であります古謝さんの方から最後に意見をもらって、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

管理者（古謝景春）

いわゆる我が管内は、イノーが結構ありますが、そのイノーの磯池から河川みたいな感じで空いているところからスッと沖に離岸流等が発生しやすい箇所が結構あります。これは我々も若い頃、潜って魚を捕って、周りを見たら流されて、いくら泳いでも沖に流されるというぐらいの離岸流が発生する場所です。そういった箇所については、知らない観光客が入ったら疲れて溺れて亡くなるということがありますから、我々も逆にこの地域の人には、その離岸流に乗って外に泳ぎなさいと、それで弱まったところからのぼっておいでというようなことで教えております。それも一つの指導の方法ですが、そういう潜水が大好きな方々には、そういう形で乗り切りなさいということをお願いをしております。

そういうことも含めて、これはたぶん全体に周知するというのは、なかなか難しいと思いますが、我々のホームページ等にこういう場所もあるから気をつけてというようなことは周知徹底していくということで市町と調整をしながら、どう対処できるかということも検討していきたいと思っております。

議長（運天貴也）

これで一般質問を終了致します。

休憩します。

休憩 10時57分

再開 10時59分

再開します。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回島尻消防組合議会10月定例会を閉会します。